

「国際法務（英国法）研修プログラム（初級・中級）」第二期生募集

2015年11月

<はじめに>

英国法（契約法）を基礎からしっかり学び、その上で国際取引法務思考プロセスとスキルを1年かけて習得し、ベテラン英国弁護士の指導の下で演習を通して分析力、ドキュメンテーション能力、説得力、交渉力等のスキルを磨くことを目指します。

<研修プログラム趣旨>

日本の TPP 加盟を待つまでも無く日系企業の国際化は進み、その取り組みのために例えば米国 LLM 留学もあるようですが、昨今の日系企業の国際取引はアジア諸国とのものが中心でその準拠法には英国法（含む英連邦各国法）が選ばれることが多く、他方、英国法は日本法と異なり判例法が基本となっていることから戸惑いを感じる方が多いようです。

当センターは「3年以内に諸外国（法務先進国）の大手法律事務所の中堅アソシエイトと対等にやりあえる法務人材を100名輩出する」ことを目標とし、①英国法（特に契約法）の基礎をしっかりと学び、②英国弁護士の加藤照雄が27年間の在英で習得した知識・経験・スキル・ネットワークを次世代にバトンタッチすること、を目指した「国際法務（英国法）研修プログラム（初級・中級）」を2014年11月に開始し、第一期生4名が近々これを終了して「上級」コースに進級する予定です。

この第一期生との真剣勝負で得たノウハウと経験を活かし、一層内容を充実させた第二期コースを **2015年12月**からお届けすべく参加者を募集します。

<参加費とJILA割引>

1. 参加費は、「ライブ参加グループ」が①入会金が5,000円（+消費税）、②その後の月1回のセッション参加費が各月20,000円（+消費税）（2か月毎前払い）、「事後視聴グループ」が①入会金無料、②その後の月1回のライブ参加グループの録画の事後視聴参加費が各月5,000円（+消費税）（6か月分前払い）となります。
2. その時点に置いて組織内弁護士（フルタイム）の方で、かつJILAのメンバーの方は、①ライブ参加グループの入会金免除、②いずれのグループも各回参加費が15%割引となります。（法律事務所からの出向の方にはこの割引はありません。）
3. 退会は解約料無しで随時可能です。入会金の払い戻しはありませんが、参加費の前払分があればこれは返却されます。

<研修プログラム運営概要>

1. まずは2014年10月6日に第一期生用に開催したオリエンテーションの録画をYouTubeで一般公開していますのでこれを各自でご視聴ください。
「衡平法(Equity)とは何か？」<http://youtu.be/8t904nnCavk>
2. 授業内容は企業で国際取引法務に従事しているイン・ハウス弁護士のニーズに合わせ（但しイン・ハウス弁護士以外は参加できないという趣旨ではありません）、進捗状況に合わせ随時調整します。

- 3、 まずはしっかりとした基礎を持つという考え方から、プログラムの前半の基礎編は英国契約法(Contract Law)の基礎学習にあてコモン・ロー的な思考プロセスの習得をめざします。「英文契約書はこういうものだ」のような表面的知識の習得は目標としません。
- 4、 後半はその応用に向け参加者同志の対話を通しての実務スキルの取得を目指しますが、前半の学習と後半の演習を出来るだけ関連付けし、例えば前半で **Misrepresentation** を学ぶ時には「このため実務では契約書の中に完全合意条項を入れます。」、後半での **Documentation** 演習では「この完全合意条項の目的は何でしたでしょうか?」というように、理論・知識と実務・スキルのリンクを図ります。
- 5、 講義と質疑応答は日本語でしますが教材は基本的に英語となり、前半の基礎編では **Sweet & Maxwell** 社の **Nutshells Contract Law (10th Edition 2015) (Robert Duxbury 著)**¹に沿って英国契約法を契約成立要件から順を追って学びます²。同書は英国の大学法学部の期末試験用の復習教材として 30 年を超えて使われているもので、「教科書」とは言えませんが初学者の学習教材としてはまず十分なものです。これに主要判例(英文)の論読を適宜加え、また各回事前に与えられた「理解度チェック問題」に自らチャレンジしてから授業に臨み、授業の中で理解を深めます。
- 6、 尚、錯誤に関する法理のように日本法と英国法の間で大きな差異がない分野、実務上殆ど出てこない学究的な箇所は主宰者の判断で思い切って割愛する一方、例えば英国法では信義則は基本的に無い、契約上の責務不履行に過失相殺は原則ない等、両者の対比を強調したメリハリを付けてのご案内を心掛けます。
- 7、 「後半応用編」では紛争解決(Dispute Resolution)、類型別英文契約書 **Documentation** 演習をカバーし、最後に「外国弁護士の上手な使い方」、「国際取引トラブル事例」で仕上げとなります(詳細は別添「カリキュラム」をご参照参照ください)。
- 8、 **Dispute Resolution** については加藤の東京弁護士会研修講演を電子出版した「企業の海外取引：準拠法と国際仲裁」<http://www.amazon.co.jp/dp/B00FVSBIRU> をお勧めしますが必須ではありません。類型別契約書 **Documentation** 演習では、事前提供された英文ドラフトの問題点を見抜く力を養います。また折に触れて諸外国の弁護士とのライブ・ディスカッションが入り、その際は英語のみとなります。
- 9、 本プログラムの運営に関する連絡・資料提供等のやりとりはどちらのグループもサイボウズ・ライブを利用します。現行のサイボウズ・ライブのシステムではグループの他のメンバーの E メールアドレスが閲覧可能です。参加申し込みの際にお知らせ頂く連絡用 E メールとは異なるメールアドレスをサイボウズ・ライブに使うことが可能ですが、そこにお名前が含まれていない場合には主宰者にはどなたのアドレスか把握できませんので予めご一報ください。
- 10、 主宰者側の事情でこのプログラムの全部・一部の中断・変更、各回セッションの日程・内容の変更があり得ます。

¹ ISBN 978-0-414-03583-6 (在庫があれば Amazon Japan で入手可能)

² 2012 年刊の 9th Edition でも構いません。主要な改訂変更事項はその都度授業でご案内します。9th Edition の在庫が 6 部ありますので希望者に 1,000 円(送料込み)でお分けます。

<ライブ参加グループ運営形態> (参加審査有り、定員制限有り)

1. 数十名を相手にした講義では講師と受講者との間の「やりとり」が希薄となるので、①対面参加組(定員6名)、もしくは②Web-Ex ビデオ会議システム利用のオンライン参加組(定員4名)のみの「寺子屋方式」です。いずれの参加形態でも①主宰者による授業と②授業後の質疑応答(2100~2130)にライブ参加(1900~2100)できます。①対面参加組と②オンライン参加組の合計で4名が最小催行人員です。
2. 既に YouTube で視聴可能なオリエンテーションは各自で視聴して頂きますが、その後は2015年12月から基本的に月1回のペースで1年に渡り12回開催します。日程は毎回日程調整サイト(チョー助)を使って極力全員が参加できるようセットします。
3. 毎回予習・準備が必要です。必要な時間は個人差もあると思いますが、平日の学習時間が取れない場合には、その代りに少なくとも毎週末、土・日のどちらかの半日は自習に充てる時間を作る必要があると思います。講義中は主宰者から積極的に問いかけをして双方向的に重要なポイントを確認して行きます。講義中・講義後の質問を歓迎しますが、他の方々にとってあまり有益ではないと主宰者が判断したものについてはご案内しないことも有ります。
4. 本プログラムは「初級・中級」ですので受講開始時に英語に堪能である必要はありませんが、例えば英文の守秘義務契約書を辞書を引ながらその大意を何とか理解できる程度の英文読解力は必要です。尚、前半の基礎編では英文教材を複数回読んでまず大意を掴むことが望まれます。他方、後半の応用編の Documentation 演習では一字一句に集中し問題点を見逃さないスキルの習得に努めます。
5. ①対面参加の会場は新宿区市谷田町の加藤の別邸(地下鉄5番出口徒歩3分。法政大学大学院新見附校舎手前)です。当日都合によりライブ参加できない時はその録画を事後視聴してキャッチアップして頂きます。録画の提供は追加費用無しでお届けしますがその方法、媒体についてはその都度ご相談させて頂きます。また、①対面参加組の方が臨時に②オンライン参加することが可能です。ライブ参加グループから事後視聴グループの変更は一回に限り可能です(その後ライブ参加グループに戻ることはできません)。
6. ②オンライン参加は当センターの Web-Ex ビデオ会議システムのアカウントを使いゲストとして参加して頂きますので、高速インターネット接続があればどこからでも追加コスト無しで参加可能です。これまでの経験では WiFi よりも有線 LAN のネット接続の方がスムーズです。またネット接続状況が良好でない場合には、ビデオ画像は Web-Ex で、音声は Skype でと二台の端末を併用することもあります。当センターが円滑なオンライン参加を保証するものではなく、一時的な通信障害の場合は授業、質疑応答の録画の事後視聴でキャッチアップして頂くことになり、その回についての参加費の返却はありませんが、定常的或は頻繁な通信障害でかつ①対面参加組への切り替えが困難な場合には退会、或は事後視聴グループへの変更可能です。
7. 予習・準備不足、演習不参加・不熱心、欠席後の事後視聴によるキャッチアップが無い場合等、プログラムの円滑な運営に支障があると主宰者が判断した場合には退会して頂くこともあり得ます。ライブ参加グループの各セッションは録画され、後述の事後視聴グループにそれが提供されることになることを予めご了承ください。録画されるのは基本的に主宰者ですが、参加者の姿も録画に含まれることが場合によってあり得ることをご承知置きください。

<事後視聴グループ運営形態> (参加審査無し、定員制限無し)

1. ライブ参加グループの各回の①主宰者による授業（1900～2100）の録画を事後視聴できます（質疑応答、主催者からの個別指導はありません）。授業参加者とのやりとりが含まれる場合参加者の音声は含まれますが録画される画像は基本的に主宰者のみです。
2. 視聴の方法は視聴権限者のみ視聴可能な YouTube による非公開配信です。その設定のために Gmail アドレスとグーグル+の登録が必要です。視聴可能期間は YouTube へのアップロードのお知らせを後述のサイボウズ・ライブ等でお知らせしてから3か月間です。
3. 授業は事前予習を済ませていることを前提としていますので、それに合わせて各回準備の上視聴されることをお勧めします。事前課題等は後述のサイボウズ・ライブ等でお届けしますが授業でのご案内以外の模範解答等の提供はありません。
4. 請求事務軽減のために各月の参加費は6か月分毎に前払いとし、着金が確認できた方が視聴権限者リストに加わります。退会は随時手数料無しで可能で、前月末までに info@tiltrac.org までご連絡ください。上記の前払い済の6か月の途中で退会の場合は残り期間の分について返金します。

<参加資格要件と参加申込み手続き>

1. ライブ参加グループについては、日本あるいは他国の大学の学部で法律を履修（あるいはそれと同等の知識・経験を習得）し、現在法務関連業務に携わっている方を対象とします（法務関連資格の有無は問いません）。また、①社内弁護士の方、②実際に国際法務業務で奮闘している方、③1年に渡る本プログラム参加について職場での理解を得ている方を優先します。事後視聴グループはどなたでも参加できます。事後視聴グループは参加要件はありません。
2. いずれのグループについても参加申込は①氏名（フルネーム）、②所属先と現在のお仕事の概要、③卒業大学と学部（法学部卒でない場合は法務の知識・経験の概要）、④法律関連資格の有無、⑤連絡先 E メールと電話番号、⑥参加希望動機を E メールで info@tiltrac.org までご連絡ください。
3. 主宰者側の事情でこのプログラムの全部・一部の中断・変更、各回セッションの日程・内容・順序の変更があり得ます。

<著作権、守秘義務、等>

他からの引用部分を除き、本プログラムで提供する授業内容・教材の著作権は全て主宰者に帰属します。授業・授業後の質疑応答の録画・録音には主宰者の事前許可が必要です。主宰者が Web-Ex、グーグル・ハンアウト、Skype、YouTube、サイボウズ・ライブ、等を利用して会員に限定して配信したもの（以下「提供情報」）の録画・録音、譲渡・転貸・アップロード、第三者への開示・表示・提供には主宰者の事前許可が必要です。提供情報の中に主宰者以外の方の発言、質問、意見、コメント、等が含まれている場合、それらの存在と内容について参加者・視聴者は守秘義務を負います。

当センターは英国弁護士(Solicitor, England & Wales)の加藤照雄が主宰する私的な学習・研修のフォーラムであり公的な教育機関ではありません。また個別案件についての法的アドバイスを提供するものでもありません。営利業務従事届出書が東京弁護士会に提出されています。

TILTRAC 国際法務（英国法）研修プログラム（初級・中級）第二期生 カリキュラム

	開催日時	講義内容	テキスト ³
		オリエンテーション 英国法入門 「衡平法(Equity)とは？」 http://youtu.be/kTaQ6zOoTX8	独自教材
1	12月	英国契約法基礎 1 契約成立要件 1 (Offer & Acceptance, Intention to be legally bound, Consideration, Privity of Contract)	Nutshell pp1-46 pp152-164
2	2015年1月	英国契約法基礎 2 契約成立要件 2 (Capacity and Formalities), 契約内容 (Terms of the Contract, Exclusion Clauses, <i>Contra Proferentum</i>)	Nutshell pp47-57 pp58-92
3	2月	英国契約法基礎 3 契約不成立・消滅 (Misrepresentation, Mistake, Duress & Undue Influence, Illegal & Void Contract, Restraint of Trade, Discharge, Frustration, <i>Force Majeure</i> , Repudiation, Anticipatory Breach)	Nutshell pp93-151 pp165-179
4	3月	英国契約法基礎 4 契約違反對応 (Damages, Remoteness, Measure, Mitigation, Liquidated Damages vs Penalty, <i>Quantum Meruit</i> , Specific Performance & Injunction) 消滅時効・出訴期限 (Limitation Period)	Nutshell pp180-195
5	4月	国際契約書一般条項 分離条項、不可抗力条項、通知条項、完全合意条項、変更・修正、権利不放弃、言語条項、見出し条項、主権免除条項	
6	5月	基礎編総括・欧州競争法	独自教材
7	6月	準拠法と合意管轄 国際私法・「通則法」、外国判決の承認・執行 ADR(国際仲裁・国際調停)	独自教材
8	7月	国際契約書類型 1 (演習) 守秘義務契約、販売代理店契約	独自教材
9	8月	国際契約書類型 2 (演習) 株式買収契約(M&A)、合弁契約 (株主協定書)	独自教材
10	9月	国際契約書類型 3 (演習) ライセンス契約、共同研究開発契約	独自教材
11	10月	外国弁護士の上手な使い方 英米式弁護士意見書雛形 外国弁護士ライブ・インタビュー (予定)	独自教材
12	11月	国際取引トラブル事例	独自教材

カリキュラムの内容・日時は受講状況、講師の都合、参加者の希望、等により随時アップデート・変更されます。

³ Nutshells Contract Law, 10th edition, Robert Duxbury, Sweet & Maxwell

<主宰者加藤照雄紹介>

学 歴

1977年 一橋大学商学部卒業（貨幣経済学専攻）（1975～76年ロンドン大学LSE留学）

1996年 ロンドン・ギルドホール大学大学院法律実務課程終了

2010年 ロンドン大学(Kings College)法学部競争法経済学修士前期課程修了

2013年 ロンドン大学(Kings College)法学部欧州競争法修士前期課程修了

職 歴

1977年～1992年 日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）勤務（1985年よりロンドン支店勤務）

1992年～2000年 Richards Butler 法律事務所ロンドン（現 Reed Smith）勤務

1997年 英国弁護士(Solicitor, England & Wales)登録

2000年～2011年 Field Fisher Waterhouse 法律事務所ロンドン勤務（Partner）

2010年 外国法事務弁護士登録（原資格英国法）

2012年 岩田合同法律事務所山根室入所

2014年 竹田・長谷川法律事務所に移籍

2015年 シンガポール司法試験(FPE)合格

所 属

東京弁護士会、東京弁護士会国際取引法部、東京弁護士会知的財産権法部

仲裁 ADR 法学会、国際仲裁人協会シンガポール支部会員(MCIArb)、日本商標協会

シンガポール調停センター・香港国際仲裁センター・オーストラリア調停協会、認定調停人

世界知的所有権機関 WIPO 仲裁調停センター認定仲裁調停人(WIPO Neutral)

世界知的所有権機関 WIPO ドメインネーム・パネリスト

講演・授業

2015年10月 筑波大学ロースクール臨時講師（国際金融法）

2015年1月 日本仲裁人協会研修「Arb-Med-Arb はこれからの国際紛争解決の主流となるか」講演

2014年12月 筑波大学ロースクール臨時講師（国際金融法）

2014年11月・12月 WIPO グローバルビジネスセミナー「WIPO 仲裁調停について」講演

2014年11月 大学対抗交渉コンペティション（英語の部）審査員

2014年10月 IBA 東京総会「知的財産紛争と Mediation」講演

2014年10月 日本組織内弁護士協会研修（関西支部）「英文契約書ワークショップ」講師

2014年7月 WIPO-Korea Summer School (ADR, Competition Law) 教官

2014年6月 竹田・長谷川法律事務所「国際業務入門（フレッシュ・コース）」教官

2014年6月 日本組織内弁護士協会研修「英文契約書ワークショップ」講師

2014年5月 竹田・長谷川法律事務所「知財部員の英語力アップ方法」講演

2014年3月 WIPO 登録商標紛争調停研修（インドネシア特許庁内部研修）教官

2014年3月 岩田合同「世界主要仲裁機関リレー中継セミナー」議長

2014年3月 東京紛争解決センター研修「自主解決促進型調停」講演

2013年 東京弁護士会春季弁護士研修講座「企業の海外取引：準拠法と国際仲裁」講演

2013年 東京弁護士会国際取引法部「自主解決促進型調停」講演

2013年 岩田合同「英国法速習カレッジ」教官

2012年 東京弁護士会国際取引法部「英米式弁護士意見書の構成と効果」講演

2012年 東京弁護士会国際取引法部「日系企業が欧州企業の倒産に巻き込まれた事例」講演

2012年 岩田合同「知財ライセンス契約における準拠法と合意管轄」講演

2011年 東京弁護士会国際取引法部「欧米式 M&A 入門」講演

2011年 東京弁護士会国際取引法部・独禁法部「欧州独禁法談合事件調査について」講演

2010年 東京弁護士会国際取引法部「衡平法(Equity)とは？」講演

論文・著作物

2015年 Asia Mediation Handbook, Sweet & Maxwell（共著）

2015年 Asia-Pacific Arbitration Reporter, Singapore Academy Publishing（共著）

2013年 社内弁護士の為のライブ講義「企業の海外取引：準拠法と国際仲裁」（キンドル出版）

目 標

3年以内に諸外国（法務先進国）の大手法律事務所の中堅アソシエイトと対等にやりあえる法務人材を100名輩出する。



Tokyo International Law Training Centre (TILTRAC)
東京国際法務研修センター

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-6-1202
電話 050-3136-7580 Email info@tiltrac.org www.tiltrac.org